

令和8年度 大阪府社会復帰支援促進事業費補助金 募集要項

1 補助金の目的 (要綱第1条関係)

大阪府は、大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例に基づき、ギャンブル等依存症対策の推進に資するため、ギャンブル等依存症対策基金を活用し、民間団体等が主体的に取り組むギャンブル等依存症の本人やその家族等に対する社会復帰支援活動等に対し、大阪府社会復帰支援促進事業費補助金を交付します。

2 補助金の対象となる事業等

(1) 補助対象事業者 (要綱第2条関係)

補助金の交付対象となる者は、法人格を有し、大阪アクションセンター（大阪府内の関係機関・団体同士が情報共有・連携しながら、依存症の本人及びその家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワーク。）に加盟している機関・団体（以下「補助対象事業者」という。）であって、次の①から③を全て満たすものとします。

- ① 営利を目的とせず、大阪府内に事務を行う場所を有し、大阪府内で活動実績があること。
- ② 明確な会計、経理を実施できる団体であること。
- ③ 宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員と関わりのある団体でないこと。

(2) 補助対象事業 (要綱第3条及び別表関係)

補助金の交付対象となる事業は要綱別表に記載する事業区分に該当するもので、民間団体等が「当事者性」や「専門性」を発揮して取り組むものとする。

ただし、次の①から④のいずれかに該当するものを除きます。

- ① 事業の大部分を外部委託する事業又は第三者への資金交付を目的とする事業
- ② 営利を目的とした事業
- ③ 会員等団体構成員相互の共益、親睦を目的とした事業
- ④ 「大阪府依存症早期介入・回復継続支援事業費補助金交付要綱」に基づき交付される補助金の対象となっている事業

<補助対象事業の取組例>

要綱別表の第1欄に掲げる事業区分	取組例
ギャンブル等依存症の本人及びその家族等への社会復帰支援促進事業	ア：就労支援 イ：社会参加支援 ウ：生活支援 エ：一時保護（緊急時）（他施策との混同は除く） オ：事業実施に必要な物品等の購入

(3) 補助対象経費及び補助率 (要綱第3条及び別表関係)

補助金の交付対象となる経費は、事業に直接必要な経費として次の表に掲げる費目に該当するもののうち、補助対象事業期間中に経費支出が完了するもので、領収書等により支出の証明が可能なものとする。また、補助率は一律100%とします。

＜補助対象経費の内容例＞

要綱別表の第1欄に掲げる事業区分	費目	内容（例）
ギャンブル等依存症の本人及びその家族等への社会復帰支援促進事業	報償費	・外部有識者に支払う謝礼
	旅費	・同行支援に係る実費相当の交通費 ※府内での移動に利用した公共交通機関の「運賃」に限ります。
	需用費	・事業実施にあたり必要な物品等の購入
	役務費	・通信・運搬費 ・手数料
	使用料及び賃借料	・施設の使用料（付帯設備含む） ・セミナー等の参加に必要な参加料
	委託料	・オンライン環境整備の委託

＜補助対象外経費の内容例＞

- ① 既に国や地方公共団体から補助金、助成金又はそれに類した補助を受けているもの
- ② 補助対象事業者の従業員や構成員（以下、「従業員等」という。）への給与又は手当等の報酬（講師謝礼も含む。）、食費及びその他補助対象事業者の従業員等の利益に帰属するもの
- ③ その他補助対象事業と関連性がない経費

（4）補助額（要綱第3条、第4条及び別表関係）

要綱別表の第1欄に掲げる事業区分	補助上限額
ギャンブル等依存症の本人及びその家族等への社会復帰支援促進事業	200千円を上限とする ※事業実施にあたり必要な物品を購入する場合は、 1団体1回に限り、上記金額に150千円を上限に上乗せ します（需用費に限る。また、過年度に本上乗せを受けている場合は対象外です）。

※補助対象経費が、事業区分に定める補助額を下回る場合は、その金額を補助額とする。

（5）補助対象事業となる期間

補助金の交付決定日から令和9年3月31日または事業完了日のいずれか早い日まで

（6）その他留意事項

補助対象経費は、社会通念上相応の単価を用いるとともに、事業内容に照らして適切な人員数、回数、数量等を見込んで積算すること。なお、積算の理由や考え方等を記した書面（見積書等）を実施計画書に添付すること。

3 補助金の交付申請等

（1）提出書類（要綱第5条関係）

- ① 大阪府社会復帰支援促進事業費補助金交付申請書【様式第1号】
要件確認申立書【様式第1-1号】
暴力団等審査情報【様式第1-2号】
- ② 大阪府社会復帰支援促進事業費補助金所要額調【様式第1号別紙1】

- ③ 大阪府社会復帰支援促進事業費補助金経費内訳書【様式第1号別紙2】
 - ④ 大阪府社会復帰支援促進事業費補助金実施計画書【様式第1号別紙3】
 - ⑤ 団体概要【様式第1号別紙4】
 - ⑥ 定款、寄附行為、会則又はこれに代わるもの
 - ⑦ 前年度の事業報告書
 - ⑧ 前年度の決算書類（収支決算書、貸借対照表等）又はこれに代わるもの
 - ⑨ その他事業内容の説明に必要となる資料
- ※ 提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

(2) 受付期間

令和8年3月26日（木）9時～令和8年4月17日（金）17時30分

(3) 提出先及び提出方法

① 提出先

大阪府 健康医療部 保健医療室 地域保健課 依存症対策グループ

【住所】大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁本館6階

【電話】06-6941-0351（内線 4171）

② 提出方法

- ・過年度に本補助金の交付を受けたことがない機関・団体：

提出書類について、補助対象事業者と一緒に確認させていただきますので、あらかじめ①の提出先までご連絡いただいたうえで、提出書類を持参してください。

なお、申請書類の提出後にお願いする追加資料等は、メールにて提出をお願いします。

- ・過年度に本補助金の交付を受けたことがある機関・団体：

行政オンラインシステムで提出してください。

【行政オンラインシステムはこちら】

URL：<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/034cf22b-d4d5-454e-9fa7-adf49ecbc452/start>

※行政オンラインシステムに関する質問受付は、令和8年4月17日（金）12時まで。

4 補助金の交付決定

(1) 決定方法

大阪府地域保健課にて事業内容の書面審査を行い、予算の範囲内で選定を行います。選定にあたっては、個別に事業内容の確認のため、ヒアリングや追加資料の提出をお願いさせていただくことがあります。

(2) 選定基準及び結果の通知

選定にあたっては、以下の選定基準に基づき、総合的に評価して交付の可否を決定します。また、結果は文書にて通知しますが、結果の個別理由については、お答えしません。

選定項目	基準の内容
当事者性・専門性	・行政では担うことが困難な団体の「当事者性」や「専門性」を発揮した取組みとなっているか。
府施策との整合性	・府の施策（計画）と整合性がとれているか。
事業効果	・ギャンブル等依存症の本人やその家族等の支援へ適切に行き届くか。 ・事業内容やスケジュールに具体性があり、持続的な効果が見込めるか。
実現可能性	・事業実施に必要な組織・体制・予算を確保しているか。 ・事業実施の手法や経費の見積が適切であるか。
他団体との連携	・日ごろから他のギャンブル等依存症対策に取り組む団体と連携しているか。
先進性	・ギャンブル等依存症対策のこれまでの取組みと比べ、先進的な取組みであるか。

5 補助金の交付等

(1) 事業実績報告書の提出（要綱第10条関係）

補助対象事業者は、事業完了後、大阪府社会復帰支援促進事業費補助金実績報告書（様式第4号）を提出期限までに提出してください。

※ 事業完了時期によって提出期限が異なります。詳しくは「6 スケジュール」を参照。

(2) 補助金の交付（要綱第11条及び第12条関係）

大阪府は、補助対象事業者から提出された事業実績報告書をもとに、交付すべき補助金の額を確定させ、補助対象事業者に通知したうえで、補助金を交付します（口座振替による精算払い）。

事業の円滑な遂行のため、交付決定額の5割を上限とした事前精算（概算払い）を希望する場合は、交付決定後に「概算払交付請求書」を提出してください。

なお、事業実績報告書の審査のために、補助対象事業者に対する立入検査やヒアリング等の実施、追加資料の提出をお願いすることがあります。

6 スケジュール

項目	時期
補助金交付申請	令和8年3月26日（木）～4月17日（金）
書類審査等	令和8年4月下旬～5月上旬
交付決定	令和8年5月上旬
事業実施期間	交付決定日～令和9年3月31日（水）
事業実績報告の提出 （①・②のどちらか早い方）	①年度途中で事業完了：事業完了日の翌日から起算して30日以内 ②年度末で事業完了：令和9年4月12日（月）まで
補助金交付	上記事業実績報告を踏まえ、補助金交付額確定後に振込

7 問い合わせ先

大阪府 健康医療部 保健医療室 地域保健課 依存症対策グループ

【電 話】 06-6941-0351 (内線 4171)

【メール】 chiikihoken-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp